第一項の表二九の項を次のように改める。

二九	削除

第一項の表三三の項を次のように改める。

三三	削除

第一項の表六四の項を次のように改める。

六四	削除

第一項の表七三の項を次のように改める。

七三	削除

第一項の表七七の項を次のように改める。

七七	削除

第一項の表八〇の項及び八一の項を次のように改める。

八〇	削除
八一	削除

第一項の表九九の項を次のように改める。

九九	削除

十八　平成十八年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七の項を次のように改める。

七	削除

第一項の表九の項を次のように改める。

九	削除

十九　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇三の項を次のように改める。

一〇三	削除

第一項の表一〇六の項を次のように改める。

一〇六	削除

第一項の表一一三の項を次のように改める。

一一三	削除

第一項の表一一五の項を次のように改める。

一一五	削除

第一項の表一三二の項を次のように改める。

一三二	削除

第一項の表二二二の項を次のように改める。

二二二	削除

第一項の表二三四の項を次のように改める。

二三四	削除

第一項の表二五一の項及び二五二の項を次のように改める。

二五一	削除
二五二	削除

二十　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六七の項及び六八の項を次のように改める。

67	削除
68	削除

第一項の表一五一の項から一五三の項までを次のように改める。

151	削除
152	削除
153	削除

第一項の表一八二の項を次のように改める。

182	削除

第一項の表三一七の項を次のように改める。

317	削除

第一項の表三二一の項を次のように改める。

321	削除

第一項の表三二六の項を次のように改める。

326	削除

第一項の表三三六の項を次のように改める。

336	削除

第一項の表三四九の項及び三五〇の項を次のように改める。

349	削除
350	削除